

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業補助金交付要綱第5条第2項に規定する補助金の代理受領に関し、事業者と本市の代理受領契約に必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 登録は事業所ごとに行うこととし、事業所の登録を希望する事業者は、代理受領の開始を希望する日から起算して15日前までに次の各号の書類を添えて市長に申請をするものとする。

- (1) 代理受領事業者登録申請書（第1号様式）
- (2) 代理受領事業者調査票（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 委任状（第4号様式） ※支店長名での申請など、代表者名以外で申請する場合
- (5) 登記簿謄本原本1部 ※法人の場合。申請日から3箇月以内のもの
- (6) 代表者の身分証明書1部 ※個人事業主の場合。申請日から3箇月以内のもの
- (7) 誓約書（京都市暴力団排除条例関係）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(登録基準)

第3条 代理受領契約を締結できる事業者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 事業所が京都市内に位置すること
- (2) 1年以上の営業実績があること
- (3) 本事業の実施に当たり、京都市又は補助金交付対象者等の求めに応じ、適切に相談やアフターサービス等に応じられること
- (4) 物品の納品に関する契約において、債務不履行又は契約義務違反の事実がないこと

(登録)

第4条 市長は、第2条の規定による申請があった場合において、代理受領契約の締結の可否を決定し、登録通知書（第5号様式）により事業者へ通知する。

2 前項の規定による代理受領契約期間は、契約締結日から当年度の3月31日までとする。ただし、契約終了日の15日前までに本市または事業者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合には、契約の終期の翌日において、向こう1箇年契約の更新がなされたものとみなし、以後も同様とする。

(届出事項)

- 第5条 第4条第1項の規定により代理受領契約を締結した業者（以下「登録事業者」という。）は、第2条の規定により申請した内容に変更が生じた場合、登録内容変更届（第6号様式）により当該事由が発生した日から14日以内に、市長に届け出なければならない。
- 2 登録事業者は、事業所を廃止した場合には、業者登録辞退届（第7号様式）により当該事由が発生した日から14日以内に、市長に届け出なければならない。

(登録事業者に係る情報提供)

第6条 市長は登録事業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを京都市情報館等に掲載し、補助金交付対象者等へ情報提供するものとする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び電話番号
- (2) 取り扱う種目
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補助金の請求及び受領)

- 第7条 登録事業者は、補助金交付対象者の求めに応じ、要綱第5条第2項の規定に基づき、補助金交付対象者に代わって補助金の請求及び受領を行うことができる。
- 2 登録事業者が補助金交付対象者に代わって補助金の請求及び受領を行う場合は、補助金交付対象者から補助金の請求及び受領に関する委任を受けなければならない。

(注意義務)

- 第8条 登録事業者は、京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業の適正な実施を確保する観点から、用品の販売を行うにあたり、次のことに留意しなければならない。
- (1) 本事業に関して市長から指示があった場合、それに従うこと。
 - (2) 委託事業者の責に帰すべき事故が発生した場合は、補助金交付対象者等に対しての損害賠償を速やかに行うこと。
 - (3) 個別の助成決定内容を実施できない事情が生じたときは、速やかに京都市へ報告し、その指示に従うこと。
 - (4) 業務の履行にあたっては、関係法令や要綱等を誠実に遵守すること。

(契約解除)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者との契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に該当しなくなった場合

- (2) 第8条に定める注意義務に違反した場合
- (3) 登録事業者としての適格性を欠くに至った場合
- (4) 補助金の請求に関し不正があった場合
- (5) その他市長が契約を解除する必要があると判断した場合

(補則)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、障害保健福祉室長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業代理受領事業者登録申請書

令和 年 月 日

京都市長様

名 称
所 在 地
代 表 者
電話（FAX）

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要領第 2 条の規定により、登録を申請します。

記

名 称			
所 在 地			
代 表 者			
電 話			
F A X			
メールアドレス			
登 録 種 目	☐ 正弦波 インバーター発電機	☐ ポータブル電源 （蓄電池）	☐ DC／ACインバーター （カーインバーター）

申請に必要な書類 ※☐をチェックして、必要書類を再確認してください。

☐代理受領事業者登録申請書（第 1 号様式）
☐代理受領事業者調査票（第 2 号様式）
☐誓約書（第 3 号様式）
☐委任状（第 4 号様式） ※支店長名での申請など、代表者名以外で申請する場合
☐登記簿謄本原本 1 部 ※法人の場合。申請日から 3 箇月以内のもの
☐代表者の身分証明書 1 部 ※個人事業主の場合。申請日から 3 箇月以内のもの
☐誓約書（京都市暴力団排除条例関係）

第 2 号様式（第 2 条関係）

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業代理受領事業者調査票

名 称			
所 在 地	〒 京都市 区		
創 業	年 月		
営 業 年 数	年 箇月		
事 業 内 容			
管理責任者 及び従業員	管理責任者氏名		
	従 業 員 数	管理職	人
		事務員	人
		営業・配達	人
		その他	人
		総人数	人
会社所在地略図	※別紙でも可。地図上の位置に印をつけてください。		北 4

第3号様式（第2条関係）

誓 約 書

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要領に基づく登録事業者として委託契約された場合は、契約書に基づく一切の規定を遵守し、誠実にその業務を遂行することを誓約します。

令和 年 月 日

京 都 市 長 様

名 称

所 在 地

代 表 者

第4号様式（第2条関係）

委 任 状

令和 年 月 日

（宛先）京都市長

（委任者） 所 在 地
名 称
職名及び氏名

私は、次の者に対し、代理受領契約の締結、補助金の請求及び受領について権限を委任します。

（受任者） 所 在 地
名 称
職名及び氏名

第 5 号様式（第 4 条関係）

京都市指令保障第 号
令和 年 月 日

〇〇 様

京都市長 松井 孝治

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業代理受領事業者登録通知書

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要領第 2 条の規定により提出された登録申請書について、審査の結果適当と認め、下記及び別紙契約書のとおり代理受領契約を締結することとしましたので通知します。

記

名 称	
所 在 地	
代 表 者 名	
登 録 種 目	
契約締結年月日	

第 6 号様式（第 5 条関係）

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業代理受領業者登録内容変更届

令和 年 月 日

（宛先）京都市長

（届出者）
所 在 地
名 称
代 表 者
電 話 （FAX）

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要領第 5 条第 1 項の規定により、変更を届け出ます。

変 更 内 容	□名 称 変 更	変 更 前	
		変 更 後	
	□所在地変更	変 更 前	
		変 更 後	
	□代表者変更	変 更 前	
		変 更 後	
	□登録種目の 削除	削除種目	□正弦波インバーター発電機 □ポータブル電源（蓄電池） □DC／ACインバーター（カーインバーター）
	□そ の 他	変 更 前	
変 更 後			
変更年月日		令和 年 月 日	

※ 名称、所在地、代表者のいずれかを変更する場合は、変更内容を証明する書類（登記簿謄本等）の写しを添付してください。

□登録種目の追加	追加種目	□正弦波インバーター発電機 □ポータブル電源（蓄電池） □DC／ACインバーター（カーインバーター）
----------	------	--

第 7 号様式（第 5 条関係）

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業代理受領業者登録辞退届

令和 年 月 日

（宛先）京都市長

（届出者）
所 在 地
名 称
代 表 者
電 話 （FAX）

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要領第 5 条第 2 項の規定により、登録を辞退します。

名 称	
登 録 辞 退 日	令和 年 月 日